

在留資格一覽①



在留資格	該当例	在留期間	在留者数 (平成30年末)	
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間		
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日		
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月	7,360	
芸術	作曲家、画家、著述家等		461	
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等		4,299	
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン		215	
高度専門職	就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で、学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数(70点)以上に達した者 (例)外国の大学で修士号(経営管理に関する専門職学位(MBA))を取得(25点)し、IT関連で7年の職歴(15点)がある30歳(10点)の者が、年収600万円(20点)で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合	1号については5年、2号については無期限	11,061	
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月	25,670	
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月	147	
医療	医師、歯科医師、看護師		1,936	
研究	政府関係機関や私企業等の研究者		1,528	
教育	中学校・高等学校等の語学教師等		12,462	
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等		225,724	
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者		17,328	
介護	介護福祉士		185	
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等		3年、1年、6月、3月又は15日	2,389
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等		5年、3年、1年又は3月	39,915
特定技能	特定産業分野の各業務従事者(1号、2号)		1年、6月又は4月(通算上限5年)(1号)) 3年、1年、6月(2号)	
技能実習	技能実習生 (1号イ(企業単独型)、1号ロ(団体監理型)、2号イ(企業単独型)、2号ロ(団体監理型)、3号イ(企業単独型)、3号ロ(団体監理型)の6種類)	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)	328,360	

在留資格一覽②



在留資格	該当例	在留期間	在留者数 (平成30年末)
文化活動	日本文化の研究者等	3年, 1年, 6月又は3月	2,825
留学	大学, 短期大学, 高等専門学校, 高等学校, 中学校及び小学校等の学生	4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月又は3月	337,000
研修	研修生	1年, 6月又は3月	1,443
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年, 4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月又は3月	182,452
特定活動	(法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動) 外交官等の家事使用人, ワーキング・ホリデー, 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年, 4年, 3年, 2年, 1年, 6月, 3月又は法務大臣が個々に指定 する期間(5年を超えない範囲)	62,956
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限	771,568
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年, 3年, 1年又は6月	142,381
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子		37,998
定住者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等	5年, 3年, 1年, 6月又は法務大臣が 個々に指定する期間(5年を超えない 範囲)	192,014
合計			2,409,677

※中長期在留者について、在留者数を計上した。

我が国における外国人労働者の内訳



出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約27.7万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約49.6万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約30.8万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約3.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約34.4万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

留学生の我が国企業への就職の円滑化のための出入国在留管理庁の取組

1 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の運用

(1) 大学卒業生の就職の取扱い

○ 大学の専攻科目と就職先の業務内容との関連性の柔軟な取扱い

現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっては、大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性について、柔軟に判断してその在留資格を決定することとした（平成20年7月）。

(2) 専門学校卒業生の就職の取扱い

○ 上陸審査における取扱い

我が国の専門学校を卒業した留學生がいったん帰国した場合でも本邦において就労することが可能となるよう、「技術・人文知識・国際業務」等の上陸基準省令の学歴要件に、本邦の専門学校を卒業したことを追加した（平成23年7月）。

※在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」は平成27年4月に一本化。

2 在留資格「介護」の創設

○在留資格「介護」の創設（平成29年9月1日施行）

我が国の介護福祉士養成施設等を卒業し、介護福祉士国家資格を取得した留學生が、国内で介護福祉士として活躍できるよう、在留資格「介護」を創設した。

また、施行までの特例措置として、施行日までに介護福祉士養成施設等を卒業する者及び既に介護福祉士養成施設等を卒業した者から、在留資格「介護」に該当する活動を行うとして在留資格変更許可申請又は上陸申請があった場合には、在留資格「特定活動」（告示外）を許可することにより、介護福祉士として就労することを認めた。

3 留学生の卒業後の就職支援

(1) 就職活動中の取扱い

○ 大学等卒業後最長1年間の就職活動の容認

留學生が大学又は専門学校を卒業後に継続して就職活動を行う場合について、一定の要件の下「特定活動」の在留資格を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長1年間滞在することを可能とした（平成21年3月）。

○ 大学等卒業後に就職活動を行っている者が地方公共団体が実施する就職支援事業へ参加する場合の滞在の延長

大学又は専門学校を卒業後し就職活動を行っている留學生について、地方公共団体が実施する就職支援事業に参加し、インターンシップを含む就職活動を行う場合に、更に1年間（最長2年間）滞在することを可能とした（平成28年12月）。

○ 1週について28時間を超えるインターンシップが認められる例を公表

留學生が大学又は専門学校を卒業後に継続して就職活動を行う場合等において、就職活動の一環として行うインターンシップについては、1週について28時間を超える資格外活動許可が受けられることを公表した（平成28年8月）。

(2) 就職先が内定した場合の取扱い

○ 継続就職活動中に就職先が内定した者の採用までの在留の容認

我が国での企業の採用時期が一般的に4月であることから、一定の要件の下に、採用までの間（内定後1年以内であって卒業後1年6月を超えない期間に限る。）滞在することを可能とした（平成21年3月）。



外国人留学生の就職支援に係る政府方針

日本再興戦略改訂2016

外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指す。

骨太の方針2018

在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。

外国人材受入れ・共生のための総合的対応策

平成30年度中に大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げるため、平成31年3月を目途として**在留資格に係る告示改正を行う。**

現状の在留資格制度下における取扱い

本邦の大学・大学院を卒業・修了した留学生については、専門的・技術的知識に加えて、高い日本語能力を有していることから、幅広い分野での活躍が期待されるものの、従事しようとする業務内容が現行の在留資格に当てはまらないとして、例えばサービス業務や製造業務等に専従することは認められていない。

特定活動告示の改正の趣旨

本邦の大学(四年制大学)又は大学院の課程を適正に卒業・修了した留学生は、我が国の文化に触れながら学んだ我が国の良き理解者であり、在学中に修得した知識や、日本語を含む語学力を活用する業務が含まれている場合、その就職を認めることとする。

要件 ※特定活動告示で規定

- 常勤の従業員として雇用され、本邦の大学又は大学院において修得した知識や能力等を活用することが見込まれること
- 本邦の大学(短期大学を除く。)を卒業し、又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと
- 日本人と同等額以上の報酬を受けること
- 高い日本語能力を有すること(試験又はその他の方法により、日本語能力試験N1レベル等が確認できること)

【従事できない業務】

- 風俗営業活動
- 法律上資格を有する者が行うこととされている業務(業務独占資格を要する業務)

※ また、大学・大学院において修得した知識や能力を必要としない業務にのみ従事することはできない。

